

「中間とりまとめ」に対する事業者・地方自治体 との意見交換の結果について

2021年10月12日

経済産業省
産業保安グループ^o

「中間とりまとめ」に係る事業者意見交換の結果（高圧ガス分野）①

- 令和3年6～9月に石油連盟・石油化学工業協会・日本化学工業協会を含む**関連業界9団体及び36事業者**と経済産業省の間で、産業保安規制の見直しに関する**意見交換会をのべ計37回実施**。
- **全体評価・基本的な方向については、いずれの団体・事業者も異論がなく、新たな認定制度に対する肯定的な意見が示され、新しい認定制度についての要望**があった。

全体・新たな認定制度について

「中間とりまとめ」は、見直しの方向性に異論はなく、自己管理型への移行については賛同する。企業の持続的な成長において保安は基本となるので、**自主保安を高めていかなければならない意識は企業側も強く持っており、あるべき姿だと考えている。**

産業保安の確保については、産業活動の前提であり、事業者も環境変化に合わせて変化していくべきである。**保安力の向上と産業競争力の向上は併せて実現したいが、技術の進展も踏まえた10年後も手探りの状態。**

規制体系の見直しにより、**認定更新業務や設備の点検・検査における過度の負担を軽減し、お金や人の経営資源を更なる保安管理レベルの向上にシフトできることを期待**する。

簡易明快な新制度であることを前提にしても**新認定への移行期間は必須で、新認定制度への移行の準備のために数年程度は必要。**

実績のある海外規格や国内では施工者のいない**特殊な補修技術の準用を実現して欲しい。**

保安4法との評価基準や認定制度、許可基準などの統一化といった整合性が重要であり、労働安全法、消防法も同様に追隨して欲しい。

設備変更許可について

変更許可申請の手続なしに認定の完成検査が実施できるようにしてもらいたい。これにより、時間的なロスがなくなり、認定完成検査報告書（届出書）が都道府県に受領されるまでプラントが起動できないといったこともなくなる。

設備変更許可の申請のために配管図面を作る作業に膨大なコストがかかり、工期が遅れることもあり、困っている。

軽微変更の対象を拡大について検討してもらえるとありがたい。特にスーパー認定事業所には、処理能力の変更や耐震設計の確認が不要な場合はなど軽微変更として変更許可を行えるようにしてもらいたい。

許可手続に要している時間を設備管理にあてることができるようになるのは、良いことである。

検査のあり方について

保安検査と定期自主検査は重複するものであり、**保安検査に一本化してもらい、かつ検査記録の保存のみで都道府県に届出不要を要望**する。

高圧ガス設備の**余寿命の評価や技術基準については高圧ガス保安協会にて定める基準以外にも事業者の責任にて採用することできるようにすべき**である。

「中間とりまとめ」に係る事業者意見交換の結果（高圧ガス分野）②

既存の認定制度の発展的解消

適切な認定要件と移行期間が設けられる前提で、既存の認定制度について発展的に解消することに対して特段異論はない。

新規の認定制度の要件について

4つの要件については特段異論はない。

高度なリスク管理体制については、今の認定制度のレベルでも相当程度の保安力を有しているので、そのレベルでやってもらえると幸いである。

現行のスーパー認定制度では、高度なリスク管理体制の要件があるが認定において要求レベルが必ずしも一定しておらず、都度変わることもあることから評価の基準が明確化されていると良い。

テクノロジーの活用の要件については、導入検討時の技術トレンドや開発状況にもよるので、保安レベルの維持向上、保安人材不足への対応に資するものであれば、特段限定するべきではないと考える。

サイバーセキュリティは、プラント運転状況の漏洩にリスクがあると認識しており、これからの必要条件であることは理解。

簡易明快・迅速な認定手続

現行の認定の更新については資料作成を含めて概ね1年を費やしており、通常業務以上にスパイラルアップを求められることもあり、マンパワー的にも負担がかかっている。

現行の認定制度ではインセンティブに比べて事務作業が多い、更新時に一から資料作成・プレゼンの準備が必要となるが、更新時については変更点のみでもよいなど簡素化できないのか。

新認定制度への移行では審査業務を簡略化してもらいたい。特に現地調査は数日間も担当を貼り付きで出しているが、最も負荷が大きい。

CBMに関して、長期開放検査周期対象について検査記録等を提出する規制があるが撤廃していただきたい。

中小企業対策について

ある中小企業においては人がいない、知恵がない、投資のお金もないという状況下では、まず人材を育てた上で取り組むこととしていた。このような企業においてもやる気になるようなインセンティブを作ることが重要。

その他

自治体によって法令の解釈が異なるという声が上がっており、事業者が自治体と現地に於いて相談しやすい制度設計、運用をしてもらいたい。

事業者の自主保安が高まるにつれ、メンテナンスや検査を外部委託していることもあり、メンテナンス分野の企業も能力を高める必要がある。メンテナンス系企業も人手不足であり、検査で新技術を使えるようにしてもらいたい。

BDやAIについては社としても取り組みたいと考えているが、人材面でコンサルやアドバイスが欲しい。

「中間とりまとめ」に係る自治体意見交換の結果（高圧ガス分野）（7～9月実施）①

- 令和3年7月に**47都道府県・23政令指定都市等**と経済産業省の間で、「中間とりまとめ」（6/8）に関する意見交換会を**各地域毎に計11回実施**。その後、8～9月にかけて、**数自治体と個別に意見交換**。
- **全体評価・基本的な方向**については、**いずれの地方自治体も異論がなく、多くの地方自治体からは、新たな認定制度に対する肯定的な意見**が示された。他方、**個別の見直し事項**に関し、**一定の修正意見**があった。

全体・新たな認定制度について

「中間とりまとめ」は、全体としてよくとりまとまっている。基本的な方向性に異論はない。

“自己管理型”は、時代の流れであり、認定事業者など、自主的に（保安確保を）やっているところは、どんどんやっていただくということだと思う。むしろ、監督をする行政側のレベルが追いついていない。

届出等の簡素化には賛成であり、立入検査で確認できればよい。保安意識の高いところはそれでよいと思う。

スマート保安を促進するための新たな制度については、**届出・許可等の届出の見直しの範囲なども含め、特に問題ない**のではないかなと思う。

「自主的に高度な保安を確保している事業者」のハードルを下げすぎると、この段階で誰が保安レベルを担保するのかという点で、自治体の負担が大きくなることを危惧していた。ただ、**新たな認定制度でも、入り口のところで保安レベルが確保されていることを確認できるのであれば、いい制度だと思う**。

以前、認定を考えていた事業者が、**現行の認定事業者制度はメリットが少なくコストパフォーマンスが悪く認定を受けなかった例がある**が、今回、メリットが見える化されたのはよいこと。

現行の認定事業者制度は、手続きが煩雑で認定を躊躇していた事業者がいるが、**手続きの見直し等は、利用促進になる**。

行政も合理化で事務作業が減れば、**新たな保安リスク分野に注力できる**。

設備変更許可について

（仮に「中間とりまとめ」のように、設備変更について事業者が記録保存するのみとなった場合）**行政が設備等の変更の内容を把握していないと、事故時や法令違反時に、行政に機動的な対応が求められる中で、迅速・実効的な監督ができなくなるのではないかなと思われる**。

（事業者の記録保存のみで、行政に設備変更情報がない場合）**手続簡略化は良いが非常事態が発生した際の対応が難しくなると思われる。履歴をすぐに確認できる等の措置は必要**。

ガス種の変更や一定以上の製造能力の変更を伴う場合には、許可又は事前届出が必要ではないか。**それ以外の設備変更は、記録保存でよい**。

県は、工事時点の手続を担う主体として、設備変更については、事前許可を維持すべき。事前許可でなくなると、法令違反を誘発し、運転停止等の事業者にとってのデメリットもあるのではないかな。

届出等の手続きについて

高度な自主管理体制をできる事業者については、許可案件であっても軽微変更若しくは許可届出不要にしてよいと思われる。

危害予防規程の変更や保安人員の選解任の届出は、検査時に書面で確認できれば問題ないと思われる。

「中間とりまとめ」に係る自治体意見交換の結果（高圧ガス分野）（7～9月実施）②

都度都度の届出や申請に関し、行政が立入検査の前に情報を把握せず、事業者による記録保存だけだと、どこを見ればよいか検査の際の時間的制約の中で難しい面もある。（クラウド保存で事前に把握できれば問題ない）

保安検査・完成検査の検査記録について、記録自体はもらっていない。技術上の基準に適合しているかのチェックリストをもらっている。

・非認定事業者に関し、配管や弁等を交換等の変更許可申請について、軽微変更届で対応できるようにすれば、事業者が積極的に機器の更新を行えるようになり、自治体の事務量も減っていい。設備変更許可・完成検査は、件数も多く、出張回数も多くなるため、規制の見直しが進んで行けばよい。

既存の認定制度の発展的解消

現行の認定事業者は、相当程度の保安レベルを有しており、そうした事業者が円滑に新たな制度に移行できることが必要。

新たな認定制度に乗らない事業者がいる場合、仮に現行認定事業者制度をなくすと、そうした事業者は都道府県が完成検査・保安検査をしなければならなくなり、都道府県の負担が増える。

手続とメリット次第では、コストを掛けてまで自己管理型の認定事業者になりたいと考えない、現在の認定事業者制度のままがよいという事業者もいるのではない。

簡易明快・迅速な認定手続

認定更新の度に、毎回、新たな要求があり、上乘せ、上乘せで要求が増え、資料が増えている。

手続を簡易明快・迅速にすることで、今後、保安体制の劣る事業者でも認定されることはないか。認定事業者のレベルが下がる恐れはないか。

設備変更の事前許可が無くなる場合には、事業者自身において法適合性を確認する能力が必要となるため、この点もよく審査する必要がある。

中小企業対策について

中小企業は、現状維持が精一杯であり、現行制度にも追従できていない実態があると思われる。その状況から新たなステージに引き上げるには、人材面や資金面などの支援がないとシフトしないと考える。

簡易アプリが開発され、利用している事業者の手続きにインセンティブがあると良い。

インセンティブの中に申請や届出に係る費用削減の仕組みがあれば、入り口として事業者が取り組むきっかけになると思う。

中小事業者は、スマート保安について経費をかけて明確なメリットやインセンティブがあれば検討するところもあると思われるが、実績がないと慎重になることがある。

冷凍事業者やCEだけ設置している事業者などは、企業活動の中心に高圧ガスがないため、高圧法への意識が低い事業者もいる。そのような事業者に対するケアが中心に行えるように行政の配置ができるとよい。

その他

ベースの法律（現行の高圧ガス保安法）を作った時期が随分古いので、届出の不要化など、今の時代に合わせた法律に変える必要がある。

十分な人材を確保できていないとする自治体がほとんどであり、法令知識や技術的知見の習得・蓄積に課題を抱えている。経済産業省の研修や資格試験の利用のほか、人事上のスペシャリストコースを設けている場合もある。また、企業OBを活用している場合がある。

現行法における解釈の共有化、窓口の整備していくことで、行政の専門性が上がるのではと思われる。国やKHKなどに気軽に法令相談できる窓口を整備してほしい。

機動的な検査を自治体だけで行うことを期待されるのであれば難しい。機動的な検査について国と地方との連携をお願いしたい。